

## 香川県保険者協議会設置運営規程

### (目的)

第1条 香川県保険者協議会（以下「協議会」という。）は、香川県内の保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。）の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、香川県医療費適正化計画の策定又は変更にあたっての意見提出等、同計画の実施についての香川県への協力、香川県保健医療計画の策定又は変更にあたっての意見提出等を行うことを目的とする。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
- (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
- (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
- (4) 香川県医療費適正化計画の策定及び変更並びに当該計画の目標の達成状況及び施策の実況の調査及び分析に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (5) 香川県医療費適正化計画の実施についての香川県への協力
- (6) 香川県保健医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に定める数の委員により構成する。

- (1) 全国健康保険協会香川支部 4名
  - (2) 香川県内の健康保険組合 3名
  - (3) 香川県内の国民健康保険の保険者 4名
  - (4) 香川県内の共済組合 4名
  - (5) 香川県後期高齢者医療広域連合 1名
  - (6) 健康保険組合連合会香川連合会 1名
  - (7) 香川県医師会、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会 各1名
  - (8) 香川県国民健康保険団体連合会 1名
  - (9) 香川県健康福祉部 1名
- 2 協議会は、必要に応じて香川県看護協会、香川県栄養士会、企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算認

定を行う会議の終結の日とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名及び監事2名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

4 監事は、会務を監査する。

(専門部会)

第6条 協議会に、第2条各号に掲げる事項について専門的な検討を行うため、専門部会を置く。専門部会は、次の各号に掲げる者ごとに、それぞれ当該各号に定める数の委員により構成する。

(1) 全国健康保険協会香川支部 4名

(2) 香川県内の健康保険組合 5名

(3) 香川県内の国民健康保険の保険者 6名

(4) 香川県内の共済組合 4名

(5) 香川県後期高齢者医療広域連合 2名

(6) 健康保険組合連合会香川連合会 1名

(7) 香川県医師会、香川県歯科医師会、香川県薬剤師会 各1名

(8) 香川県国民健康保険団体連合会 1名

(9) 香川県健康福祉部 3名

2 専門部会は、必要に応じて香川県看護協会、香川県栄養士会、企業及び大学等の関係者等の参画及び助言を求めることができる。

3 第4条の規定は、専門部員の委員の任期について準用する。

4 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により選任する。

5 専門部会長は、専門部会の事務を掌理する。次条第2項、第3項の規定は専門部会に準用する。

6 専門部会は、第2条第4号及び第6号に掲げる意見の提出については、第8条第1項第4号の規定に関わらず、専門部会の議決により当該協議会の議決とすることができる。ただし、第6条第1項第9号に掲げる者にあつては、議決に加わることができない。

7 専門部会長は、前項の規定により議決した場合、議決内容を協議会で報告しなければならない。

(議事)

第7条 会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(議決)

第8条 協議会は、次の各号に掲げる事項について議決をすることができる。

- (1) この運営規程の策定及び変更に関すること。
- (2) 第2条各号に掲げる事項に係る予算及び決算に関すること。
- (3) 第2条各号に掲げる事項に係る事業計画に関すること。
- (4) 第2条第4号及び第6号に掲げる意見の提出に関すること。

2 第2条第4号及び第6号に掲げる事項については、第3条第1項第9号に掲げる者は議決に加わることができない。

3 香川県内の保険者は、可能な範囲で、協議会が議決した事項に協力するよう努めなければならない。

(費用の負担)

第9条 第2条各号に掲げる事項に係る事業に要する経費については、協議会を構成する保険者が、それぞれの予算の範囲内において応分に負担する。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、香川県及び香川県国民健康保険団体連合会が処理するものとし、事務局は香川県国民健康保険団体連合会内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この運営規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、委員において協議する。

附 則

- 1 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この運営規程を一部改正し平成28年4月1日から施行する。
- 3 この運営規程を一部改正し平成29年2月28日から施行する。
- 4 第9条に定める経費については、国から助成を受けられる間については、当該助成額を控除して得た額とする。

附 則

この運営規程を一部改正し平成31年3月5日から施行する。

附 則

- 1 この運営規程を一部改正し、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この運営規程に関わらず、第3条第1項第7号又は第6条第1項第7号に掲げる者は、当分の間、委員を選任しないことができる。
- 3 改正前運営規程第6条の規定により指名された専門部会の委員は、引き続き改正後運営規程第6条の規定により選任されたものとみなす。